

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令
〔外務八〕
○特許法施行規則の一部を改正する省令〔経済産業五二〕

〔規 則〕

○人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則
〔人事院九一二一六七〕
○人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則
〔同九一七一五〕
○人事院規則一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則
〔同一一八一四〇〕
○人事院規則一五一四（職員勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則
〔同一五一四一三四〕

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件
〔法務三三三〕
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のレバノン共和国及びクック諸島による批准に関する件〔外務二三八〕

五 四 四 一

○保安林の指定をする件
〔農林水産一一二七〇一四二二〕
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
〔国土交通六七六〕
○高速自動車国道に関する件
〔同六七六六七九〕
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件〔同六八〇〕
○道路に関する件
〔東北地方整備局一七九〕
○道路に関する件
〔近畿地方整備局一三四〇一三九〕
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件〔同一四〇〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁 金融庁 法務省 財務省 会計検査院

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について〔厚生労働省〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付、証票無効、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他
会社決算公告

三三 二 二 二 九 九 八 五

省 令

○外務省令第八号
領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項の規定に基き、領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年七月七日
外務大臣臨時代理
國務大臣 菅 義偉

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれを順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
領事官の徴収する手数料の額は、別表第一に定める額とする。ただし、インド人に対する査証手数料の額については、別表第一に定める額にかかわらず、別表第二に定める額とする。	領事官の徴収する手数料の額は、別表第一に定める額とする。ただし、インド人及びイラン人に対する査証手数料の額については、別表第一に定める額にかかわらず、インド人に対しては別表第二、イラン人に対しては別表第三に定める額とする。
別表第一・別表第二 〔略〕 別表第三を削る	別表第一・別表第二 〔略〕 別表第三

附 則
この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

○経済産業省令第五十一号
特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）を実施するため、特許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年七月七日
経済産業大臣 世耕 弘成

特許法施行規則の一部を改正する省令

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれを順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出） 第二十七条の三の三 2 特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。	（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出） 第二十七条の三の三 2 特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許出願人が、大韓民国又は欧州特許付与に関する条約の締約国（欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁（以下「欧州特許庁」という。）に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。以下この項において同じ。）にした出願に基づき特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をした場合

〔削る〕

一 特許出願人が、アメリカ合衆国（特許庁長官が、特許法第四十三条第五項に規定する電磁的方法（以下この項及び次項において「電磁的方法」という。）により、同条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けようとする旨の確認ができた場合に限る。）に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）に規定する条約の締約国（欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁（以下「欧州特許庁」という。）に対し出願に係る書類を提出した場合に限る。以下この項において同じ。）にした出願に基づき特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をした場合

二 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張してアメリカ合衆国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類をアメリカ合衆国に提出した場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けようとする旨の確認ができた場合に限る。）又はアメリカ合衆国に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、アメリカ合衆国がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に

二 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張して欧州特許付与に関する条約の締約国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類を欧州特許庁に提出した場合又は欧州特許庁に次に掲げる国若しくは国際機関から同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、欧州特許庁がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合

イ 当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国

ロ アメリカ合衆国

三 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権を主張して欧州特許付与に関する条約の締約国に出願をした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類を欧州特許庁に提出した場合又は欧州特許庁に次に掲げる国若しくは国際機関から同項に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、欧州特許庁がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合

イ 当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国

ロ アメリカ合衆国

ハ 世界的所有権機関（世界的所有権機関を設立する条約第一条の世界的所有権機関をいう。以下この項において同じ。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法によりアメリカ合衆国に提供することができる国又は国際機関

八 世界知的所有権機関（世界知的所有権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。以下この項において同じ。）

二 イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を同法第四十三條第五項に規定する電磁的方法（以下この項及び次項において「電磁的方法」という。）により欧州特許庁に提供することができる国又は国際機関

三 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

四 特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四

八 世界知的所有権機関

二 イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を電磁的方法により欧州特許庁に提供することができる国又は国際機関

四 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

五 特許法第四十三條第一項又は第四十三條の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四

条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

3 特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号

二 前項第二号に規定する場合には、前号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号

三 前項第三号又は第四号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の区分、同法第四十三條第

条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）

3 特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号

二 前項第二号又は第三号に規定する場合には、前号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号

三 前項第四号又は第五号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の区分、同法第四十三條第

二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード及び同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称

4 特許法第四十三條第五項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、二以上の国において効力を有する特許（以下「広域特許」という。）の出願に基づき同法第四十三條第一項、第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面に広域特許を付与する権限を有する機関の名称を記載しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

1 (施行期日)

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 (経過措置)

この省令による改正後の特許法施行規則第二十七條の三の三（実用新案法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第十一号）第二十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

規則

人事院は、一般職の職員に関する法律に基づき、人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
平成二十九年七月七日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第十五條第三号中「厚生労働審議官」の下に「、医務技監」を加える。

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月七日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の表内部部局の項中「局次長」を削る。

別表第一の二十五の表事務局の項中「次長」を「審議官」に改める。

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一一八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月七日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「厚生労働審議官」を「厚生労働審議官」に改める。

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月七日

人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第三号ル(2)中「内閣府本府」の下に「、金融庁」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第三百三十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年七月七日

法務大臣 金田 勝年

住所 東京都小平市小川西町4丁目18番4-503号

住所 東京都小平市小川西町4丁目18番4-503号

住所 東京都小平市小川西町4丁目18番4-503号

住所 東京都小平市小川西町4丁目18番4-503号

住所 東京都小平市小川西町4丁目18番4-503号

住所 東京都小平市小川西町4丁目18番4-503号

住所 東京都小平市小川西町4丁目18番4-503号